

2026年4月22日

## CSDDD（企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令）とは

— 簡素化改正指令を踏まえた解説（前編：制度の概要・適用範囲・義務の全体像） —

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士 大江 修子

弁護士 磯井 里衣

本稿では、2024年7月に発効したEUの企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令について、2026年3月に発効した簡素化改正指令の内容も踏まえて、その内容を2回に分けて解説します。

前編である本稿では、CSDDDの概要、適用開始時期や適用対象企業の範囲といった「枠組み」に加え、適用対象企業に課される義務の全体像を概観するとともに、EU域外企業に求められる認定代理人の設置、制裁・罰則・民事責任について説明します。続く後編では、CSDDDの定める義務の内容を掘り下げます。

以下、本稿における「Art.○」の条文番号は、特に断りのない限り、簡素化改正指令を反映した後のCSDDD（Directive (EU) 2024/1760）の条文を指します。

### 1. CSDDDの概要

2024年7月25日、EUにおいて、「企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（Corporate Sustainability Due Diligence Directive：Directive (EU) 2024/1760、以下「CSDDD）」が発効しました。CSDDDは、一定規模以上の企業に対し、人権および環境に関するデューディリジェンスの実施を法的に義務付けるものであり、その目的は、企業の事業活動およびグローバル・バリューチェーン全体において、持続可能で責任ある企業活動を促進することにあります。今後、EUの各加盟国がCSDDDを履行するための国内法を整備し、CSDDDの適用対象となる企業は、当該国内法に基づきCSDDDの定めるデューディリジェンス実施義務を負うこととなります。

もともと、2025年2月26日、欧州委員会は、規制の簡素化および企業の競争力強化を目的として、いわゆるオムニバスパッケージを公表しました。オムニバスパッケージは、

CSDDD や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）等の規制負担を軽減するための包括的な改正提案であり、CSDDD の適用開始時期や義務内容等を見直すものです。

2025 年 12 月、欧州議会と EU 理事会は、このオムニバスパッケージに基づく CSRD および CSDDD の簡素化を含む改正指令案について暫定合意に達し、欧州議会が当該改正指令案を承認し、続いて 2026 年 2 月 24 日に EU 理事会も承認しました。これにより、CSRD および CSDDD の双方に対する簡素化を内容とする改正指令が成立しました（以下「簡素化改正指令」）。簡素化改正指令は、2026 年 2 月 26 日に EU 官報に掲載され、その 20 日後の 2026 年 3 月 18 日に施行されました（簡素化改正指令 Art.6）。これにより、加盟国は、簡素化改正指令のうち CSDDD の改正に関する規定については、2028 年 7 月 26 日までに必要な国内法令を制定する義務を負います（簡素化改正指令 Art.5）。

簡素化改正指令により、CSDDD の定める義務は簡素化されましたが、その基本的な目的が変更されたわけではありません。日本企業を含む一定規模以上の EU 域外企業にも引き続き適用されます。また、CSDDD の影響は、適用対象となる企業にとどまりません。適用対象企業のサプライチェーンやその他の取引関係上にある企業についても、ビジネスパートナーから人権・環境への取組みや情報開示を求められることが想定されているため、CSDDD の適用対象とならない企業にとっても無視できない規制です。

## 2. 適用開始時期

2024 年 7 月 25 日発効時点の CSDDD では、加盟国の国内法化期限が 2026 年 7 月 26 日、最初の適用開始が 2027 年 7 月 26 日とされており、企業規模に応じて 2027 年・2028 年・2029 年の 3 段階で段階的に適用される構造となっていました。

しかし、簡素化改正指令により、このスケジュールは 2 年後ろ倒しされるとともに、段階的適用は廃止されました。簡素化改正指令反映後の CSDDD では、各加盟国は 2028 年 7 月 26 日までに国内法化を行い、そのうえで、2029 年 7 月 26 日から CSDDD に基づくデューデリジェンス義務を一斉に適用することとされています（Art.37(1)）。なお、デューデリジェンスに関する公表義務（Art.16）については、2030 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。

### 【適用開始時期】

各加盟国の国内法化期限	2028 年 7 月 26 日まで
デューデリジェンス義務	2029 年 7 月 26 日から適用
公表義務	2030 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用

## 3. 適用対象となる企業

(1) 簡素化改正指令反映後の CSDDD の適用対象企業（Art.2）

簡素化改正指令の反映後の CSDDD は、以下の企業を適用対象としています。EU 域内企業と EU 域外企業とで適用される要件が異なります。

**【適用対象企業】**

① EU 域内企業（EU 加盟国法に基づき設立された企業）	
大規模企業 （通常の形態）	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の会計年度において、平均従業員数（パートタイム従業員をフルタイム換算し、一定の要件を満たす派遣労働者等も含む）が 5,000 人を超え、かつ全世界の純売上高が 15 億ユーロを超える企業</li> <li>連結グループ単位（最終親会社ベース）で上記閾値を満たす企業を含む</li> </ul>
フランチャイズ ／ライセンス型	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を満たす EU 域内企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内で、独立した第三者企業とロイヤリティを対価としてフランチャイズ契約またはライセンス契約を締結</li> <li>当該契約により、共通のアイデンティティ、共通のビジネスコンセプトおよび統一されたビジネス手法の適用が定められている</li> <li>直近の会計年度において、ロイヤリティが年間 7,500 万ユーロ超かつ全世界の純売上高が 2 億 7,500 万ユーロ超の企業またはグループの最終親会社</li> </ul> </li> </ul>
② EU 域外企業（EU 加盟国以外の法律に基づき設立された企業）	
大規模企業 （通常の形態）	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の会計年度において、EU 域内での純売上高が 15 億ユーロを超える企業</li> <li>連結グループ単位（最終親会社ベース）で EU 域内の純売上高が上記閾値を満たす企業を含む</li> </ul>
フランチャイズ ／ライセンス型	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を満たす EU 域外企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内で、独立した第三者企業とロイヤリティを対価としてフランチャイズ契約またはライセンス契約を締結</li> <li>当該契約により、共通のアイデンティティ、共通のビジネスコンセプトおよび統一されたビジネス手法の適用が定められている</li> <li>直近の会計年度において、EU 域内でのロイヤリティが年間 7,500 万ユーロ超かつ EU 域内での純売上高が 2 億 7,500 万ユーロ超の企業またはグループの最終親会社</li> </ul> </li> </ul>

(2) 簡素化改正指令による改正内容

2024 年 7 月 25 日発効時点の CSDDD では、適用対象企業はより広く設定されていましたが、簡素化改正指令により、対象範囲は大幅に縮小されました。

具体的には、EU 域内企業の閾値が、従業員については 1,000 人から 5,000 人に、純売上高については 4.5 億ユーロから 15 億ユーロに引き上げられるとともに、EU 域外企業についても、EU 域内の純売上高が 4.5 億ユーロから 15 億ユーロに引き上げられました。

また、フランチャイズ/ライセンス型の企業の閾値も、ロイヤリティについては 2,250 万ユーロから 7,500 万ユーロへ、純売上高については 8,000 万ユーロから 2 億 7,500 万ユーロに引き上げられました。

これにより、適用対象企業数は 2024 年 7 月 25 日発効時点の CSDDD の適用対象企業数の約 3 割程度に縮小すると見込まれています。

#### 4. デューディリジェンスの対象となる負の影響

CSDDD に基づくデューディリジェンスの対象となる負の影響は、人権への影響と環境への影響の双方を指します。

##### 【CSDDD が対象とする負の影響】

人権への負の影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次に掲げる事由により人に生じる影響 (Art.3(1)(c))           <ul style="list-style-type: none"> <li>● CSDDD の附属書パート I セクション 1 に列挙されている人権 (当該人権は附属書パート I セクション 2 に列挙された国際文書において保障されている) の侵害</li> <li>● CSDDD の附属書パート I セクション 1 には列挙されていないが、附属書パート I セクション 2 に列挙された人権文書 (自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約、国際労働機関 (ILO) の中核的労働基準等) において保障されている特定の人権の侵害であって、次のすべての条件を満たすもの：               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該人権が、企業または法人により侵害され得るものであること。</li> <li>● 当該人権の侵害が、附属書パート I セクション 2 に掲げられた人権文書において保護される法的利益を直接に侵害するものであること。</li> <li>● 具体的事案の事情 (当該企業の事業活動およびその活動連鎖の性質および範囲、経済セクターの特性ならびに地理的および事業運営上の文脈を含む事情) を考慮に入れたうえで、当該人権が影響を受けるおそれを、当該企業が合理的に予見し得たものであること。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 典型的に問題となり得る人権の例 CSDDD の附属書パート I セクション 1 で明示されている主な人権は以下のとおり。           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命・身体・自由に関する権利 生命に対する権利、拷問・残虐な・非人道的または品位を傷つける取扱いの禁止、身体の自由および安全に対する権利、プライバシー・家族・住居・通</li> </ul> </li> </ul>

信への恣意的または違法な干渉および名誉・信用への違法な攻撃の禁止、思想・良心・宗教の自由に対する干渉の禁止

- 労働・生活条件に関する権利  
公正かつ良好な労働条件（公正な賃金・十分な生活賃金／生活所得・安全で健康的な労働条件・合理的な労働時間の制限）を享受する権利、会社提供宿舍における適切な住居へのアクセスおよび職場での適切な食料・衣類・水・衛生へのアクセスの制限の禁止
- 子どもの権利・児童労働の禁止  
子どもの健康・教育・適切な生活水準に対する権利および経済的搾取・有害労働・性的搾取・誘拐・売買等からの保護を受ける権利、最低就業年齢未満（義務教育修了前かつ原則 15 歳未満）の児童の雇用の禁止、最悪の形態の児童労働（18 歳未満）の禁止
- 強制労働・奴隷制の禁止  
強制労働および強制または義務的労働の禁止、あらゆる形態の奴隷制および奴隷取引（奴隷制類似慣行・農奴制等を含む）の禁止
- 結社・団体交渉・差別禁止  
結社の自由・集会の自由・団結権および団体交渉権（ストライキ権を含む）、雇用における不平等取扱いの禁止（同一価値労働同一報酬および人種・性別等に基づく差別の禁止）
- 環境・土地・生計に関する権利  
測定可能な環境悪化の禁止（食料基盤・飲料水・衛生・健康・生態系サービスへの重大な悪影響を含む）、個人・集団・コミュニティの土地および資源に対する権利ならびに生活手段を奪われない権利（違法な立ち退き・土地・森林・水の違法な取得の禁止）

#### 環境への負の影響

- CSDDD の附属書パート I セクション 1 の 15 号および 16 号ならびにパート II（環境条約に基づく禁止・義務）に掲げられた禁止事項および義務の違反に起因する、環境への負の影響（Art.3(1)(b)）
- 環境に対する負の影響の例
  - 有害な汚染・森林破壊・水資源の劣化などにより人の生活基盤や健康を損なう行為
  - 生物多様性や世界遺産・湿地等の自然環境を重大に損なう行為
  - 水銀・POPs・有害廃棄物・オゾン層破壊物質など、国際条約で規制された有害物質や廃棄物の違法な製造・使用・輸出入・処理
  - 船舶や投棄による海洋汚染

#### 5. CSDDD に基づく義務の概要

CSDDD の中核は、自社の事業または子会社の事業、および自社の「活動連鎖 (chain of activities)」(原材料調達から製造・流通等の一定範囲の上流・下流の活動を含む CSDDD 上の概念) に関連するビジネスパートナーの事業に関する人権・環境リスクを、特定・優先順位付けし、防止・是正・モニタリング・開示することにあります (Art.5)。

言い換えると、CSDDD は企業に対し、「自社とバリューチェーン全体を対象として、人権・環境への影響を継続的に把握し、重大なリスクを放置しないための仕組みを構築・運用すること」を求めています。

それは単発の対応で終わるものではなく、(1)方針・体制の整備 → (2)リスクの特定・評価 → (3)防止・是正措置 → (4)救済・ステークホルダーとの対話 → (5)モニタリングと開示、という一連の行為を、反復的・継続的に行うことが求められています。

企業に課される主な義務は次の 8 つです。各義務の具体的な内容については、後編で解説します。

#### 【企業に課される主な義務】

1	デューディリジェンスの企業方針・リスク管理システムへの組み込み (Art.7)
2	実際の、または潜在的な人権・環境への負の影響の特定・評価、必要に応じた優先順位付け (Art.8, 9)
3	潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化 (Art.10, 11)
4	実際の負の影響に対する救済 (Art.12)
5	有意義なステークホルダー・エンゲージメント (Art.13)
6	通知メカニズム・苦情処理手続の構築・維持 (Art.14)
7	モニタリングと定期的な見直し (Art.15)
8	デューディリジェンスについての公表 (Art.16)

なお、簡素化改正指令反映前の CSDDD では、気候変動緩和のための移行計画の策定・実施義務も定められていましたが、簡素化改正指令により CSDDD からその策定・実施義務は削除されました。

## 6. 監督、制裁・罰則、民事責任・損害賠償責任

### (1) 監督 (Art.24, 25)

各加盟国は、CSDDD に基づく義務 (Art.7~16) に従って制定された国内法の規定に定める義務の遵守状況を監督する監督当局を、1 つ以上指定しなければなりません (Art.24)。

監督当局は、少なくとも次のような権限を有します (Art.25)。

- 企業に対し、情報提供を求める権限
- 必要に応じて、調査・立入検査を実施する権限

- 企業に対し、次の措置を命じる権限
  - CSDDD に基づき制定された国内法の規定に対する違反行為を停止させるための作為・不作為
  - 関連する行為を繰り返さないこと
  - 違反の態様に見合い、かつ当該違反を終了させるために必要な範囲での救済の提供
- Art.27 に基づく制裁金等のペナルティを科す権限
- 重大かつ回復不能な損害が差し迫って生ずる危険がある場合に、暫定措置を採る権限

## (2) 制裁・罰則 (Art.27)

各加盟国は、少なくとも以下を含む、効果的、均衡的かつ抑止力のある制裁を設ける義務を負います。

### 【制裁・罰則】

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制裁金           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 制裁金の最高限度額は、違反企業の前事業年度における全世界の純売上高の 3% を上限として設定される。</li> <li>• CSDDD が連結グループ単位で適用される企業グループについては、制裁金の最高限度額は、前事業年度における最終親会社レベルの全世界連結純売上高の 3% を上限として設定される。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業名と違反内容の公表           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 違反企業が一定の期限内に制裁金を科す決定に従わない場合、監督当局は、違反企業名および違反の性質を示した公的声明を出すことができる。</li> </ul> </li> </ul>

2024 年 7 月 25 日発効時点の CSDDD は「最大額は少なくとも全世界純売上高の 5%」という最低ラインを規定していましたが、簡素化改正指令によりこの規定は削除され、「3% を上限とする統一キャップ」に変更されました。

なお、企業が負の影響に適切な優先順位を付けており、相対的に深刻ではない負の影響にまだ手を付けていないだけという状況である場合には、直ちに制裁の対象となるわけではありません (Art.9 (4))。

## (3) 民事責任・損害賠償責任 (Art.29)

2024 年 7 月 25 日発効時点の CSDDD では、加盟国に対し、企業の民事責任ルールを国内法で整備することを求めていました。具体的には、企業が、故意または過失により、負の影響の防止・軽減義務 (Art.10) や停止・最小化義務 (Art.11) を遵守せず、自然人または法人に損害が生じた場合には、企業が損害賠償責任を負うようにすることが規定されていました。さらに、準拠法が第三国法である場合であっても、CSDDD が定

める民事責任ルールを各国法上の強行法規として適用することや、労働組合・人権 NGO・環境 NGO 等が、被害者に代わって訴訟を提起できる仕組み（代表訴訟・代理訴訟のような制度）を認めることも求められていました。

しかしながら、簡素化改正指令が反映された後の CSDDD では、このような規定は削除され、企業がいつ・どのような要件で民事責任を負うかについては、原則として各国の一般的な民事責任法制に委ねる形に改められました。そのうえで、EU レベルでは、以下のような民事責任・損害賠償責任に関する基本原則のみを定めています。

#### 【民事責任・損害賠償責任に関する原則】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 完全な賠償の原則           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が各国法に基づき民事責任を負う場合には、被害者は、被った損害について「完全な賠償」を受けられなければならないこと</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過大賠償の禁止           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「完全な賠償」とは、基本的に実損の填補を意味し、懲罰的損害賠償や多重賠償などにより過大賠償をもたらしてはならないこと</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時効に関する最低基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出訴を不当に妨げないこと</li> <li>● 一般的な民事責任ルールより不利にならないこと</li> <li>● 少なくとも 5 年間の出訴期間を認めることなど</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴訟費用           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者が正義の実現を求めることを著しく妨げるほど、訴訟費用が高額にならないようにすること</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 証拠開示           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の条件のもとで、被害者側の主張を裏付けるために必要かつ相当な範囲で、企業の側にある証拠について裁判所が開示命令できること、および</li> <li>● 当該証拠に含まれている機密情報を保護するための仕組みを整備すること</li> </ul> </li> </ul>

#### 7. EU 域外企業の EU における認定代理人 (Art.23, 3(1)(k))

##### (1) 認定代理人の設置

CSDDD の適用を受ける EU 域外企業は、EU 内に、以下の要件を満たす「認定代理人 (authorised representative)」を設置する義務があります。

#### 【認定代理人の要件】

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該 EU 域外企業が事業を行う加盟国のいずれかに居住する自然人、または同国で設立された法人であること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該 EU 域外企業から正式な委任を受けていること</li> </ul>

## (2) 監督当局への届出義務

EU 域外企業は認定代理人を指定した後、以下の情報を、認定代理人が所在する加盟国の監督当局に通知しなければなりません。

- 認定代理人の氏名または商号
- 住所
- メールアドレス
- 電話番号

監督当局から求められた場合には、加盟国の公用語による委任状の写しの提示も必要となります。

## (3) 認定代理人の役割

認定代理人の主な役割は、概ね次のとおりです。

- 監督当局との連絡窓口・文書送達先
  - 認定代理人は、監督当局からの通知・照会・その他の連絡を受領する権限を企業から付与されます (Art.23(4))。
- CSDDD 遵守に関する情報提供・コミュニケーションのサポート
  - 認定代理人は、監督当局と協力するために必要な権限・リソースを企業から付与されます (Art.23(4))。

なお、認定代理人はあくまで当局対応の代表窓口であり、CSDDD 上の義務を負う主体ではありません。デューディリジェンスの実施義務や違反時の責任は、引き続き当該 EU 域外企業が負うこととなります。

## (4) 実務上の対応イメージ

認定代理人制度は、GDPR における EU 代理人等、他の EU 法令でも見られる仕組みです。実務的には、例えば次のような対応が考えられます。

- 既存の EU 子会社や欧州統括会社を認定代理人として指定する
- EU に自社拠点がない場合には、外部の法律事務所、コンサルティング会社、サービスプロバイダー等に「認定代理人サービス」を有償で委託する

本稿（前編）では、簡素化改正指令を踏まえた CSDDD の適用開始時期、適用対象企業の範囲および義務の全体像等を概観しました。

後編では、各義務（方針への統合、リスク特定・評価・優先順位付け、防止・停止、救済・ステークホルダー・エンゲージメント、苦情処理手続、モニタリング、開示等）の具体的な内容について、より詳細に解説します。

<筆者略歴>

【大江 修子 (おおえ ながこ)】

TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 noe@tmi.gr.jp

1998 年 東京弁護士会登録、虎ノ門総合法律事務所入所

2004 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)、Kramer Levin Naftalis & Frankel LLP (NY Office)研修

2005 年 あさひ・狛法律事務所入所

2007 年 TMI 総合法律事務所入所

2008 年 パートナー就任

カルビー株式会社社外監査役・ウイングアーク 1st 株式会社社外監査役・公益財団法人日本バスケットボール協会理事

エンタテインメント・スポーツ/ブランド/著作権/商標/不正競争/意匠/データ (保護法制、取引)/知財争訟/国際訴訟・仲裁・調停・ADR/ジョイントベンチャー/アライアンス (提携) /コーポレートガバナンス/出入国関連

【磯井 里衣 (いそい りえ)】

TMI 総合法律事務所 弁護士 risoi@tmi.gr.jp

2010 年 桜蔭高等学校卒業

2015 年 東京大学法学部第一類卒業

2017 年 東京大学法科大学院修了

2018 年 第二東京弁護士会登録

2019 年 TMI 総合法律事務所入所

2024 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M.) 後、国連軍縮部・通常兵器部門にてインターン

2025 年 TMI 総合法律事務所復帰

ビジネスと人権/企業法務/M&A/コーポレートガバナンス/コンプライアンス/国際取引/訴訟・紛争/個人情報保護・データ (保護法制・取引)

掲載日：2026 年 5 月 7 日